

また、所得税と住民税の控除額の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「所得税＋住民税」での納税者の負担は変わりません。

独身者の場合	給与収入 (単位：円)	税源移譲前 (単位：円)			税源移譲後 (単位：円)			負担増減額 (単位：円)
		所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
	300万	124,000	64,500	188,500	62,000	126,500	188,500	0
	500万	258,000	163,000	421,000	160,500	260,500	421,000	0
	700万	474,000	307,000	781,000	376,500	404,500	781,000	0
	1,000万	966,000	553,000	1,519,000	868,500	650,500	1,519,000	0

夫婦＋子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険が控除されるものとして計算しています。右記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

夫婦＋子ども2人の場合	給与収入 (単位：円)	税源移譲前 (単位：円)			税源移譲後 (単位：円)			負担増減額 (単位：円)
		所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
	300万	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
	500万	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0
	700万	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0
	1,000万	688,000	442,000	1,130,000	590,500	539,500	1,130,000	0

Q いつから変わるの？

A 所得税は平成19年分(平成19年1月徴収分)から、住民税は平成19年度分(平成19年分6月徴収分)から変わります。

税源移譲に伴い新たな控除制度が設けられます

- **調整控除** (平成19年度分住民税から適用)
所得税より住民税の方が、控除額が低く定められていることから、同じ所得金額でも、課税所得金額は住民税の方が所得税よりも大きくなります。このため、個々の納税者の控除の適用状況に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。
- **住宅ローン控除**
(平成20年度分から平成28年度分までの住民税に適用)
税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。このため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、申告により、平成20年度分以降の住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられます。
- **税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置**
(平成19年度分住民税のみ適用)
平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、平成19年度分の住民税(平成18年中の所得で計算)で税負担が上がった分を平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。このため、平成19年度分の住民税を移譲前の住民税額まで減額する経過措置が設けられます。

定率減税が廃止になります

平成11年から実施されてきた定率減税が、所得税については平成19年1月徴収分から、住民税については平成19年6月徴収分から廃止になります。

区分	平成18年分(所得税) 平成18年度分(住民税)	平成19年分(所得税) 平成19年度分(住民税)
所得税	税額の10%相当額を控除(12.5万円を限度)	廃止
住民税	税額の7.5%相当額を控除(2万円を限度)	廃止

地震保険料控除が創設されます

地震保険への加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されます。(平成20年度分住民税から適用)

65歳以上の方に対する非課税措置廃止に伴う経過措置

年齢65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止となったことに伴い、平成17年1月1日現在で65歳に達していた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方については、経過措置として、平成18年度分は税額の3分の2、平成19年度分は税額の3分の1が減額されます。なお、平成20年度分からは、全額課税になります。

お問い合わせ先

幌延町会計課 税務担当

☎ 5-1111 (内線142・143)